

鳥取県告示第789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人山藤医院	鳥取市大榎町17	平成24年10月21日
たかすりウマチ・整形外科クリニック	鳥取市叶288-1	平成24年10月31日